

調 査 課	13人(課長1人 課員12人)
(2) 資料管理部長	1人
資料収集課	11人(課長1人 課員10人)
資料管理課	11人(課長1人 課員10人)
資料索引課	11人(課長1人 課員10人)
(3) サービス部長	1人
資料閲覧室	7人(室長1人 課員 6人)
資料相談室	7人(室長1人 課員 6人)
(4) 総務部長	1人
庶務課	9人(課長1人 課員 8人)
会計課	13人(課長1人 課員12人)

ほかに技術職員5人, 守衛3人, 労務4人

6 年間経常費見込み 3億8300万円

(内 訳)

人件費	143,000千円
資料費	150,000千円(5万点購入)
資料収集旅費	6,000千円
調査費	4,000千円
庁 費	80,000千円

備 考

立地条件のいかんによっては, 利用者のための宿泊施設を必要とする。

8-31

総学庶第1389号 昭和45年10月30日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 人事院総裁, 文部大臣)

大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について(勧告)

標記のことについて, 本会議第57回総会の議に基づき, 下記のとおり勧告します。

記

大学院生, 奨励研究員, いわゆる副手, 研究生など大学において報酬を得ることなく研究, 診療等に従事する者(以下「院生等」という。)が研究, 実験, 診療等を行なうについて被る傷病, 障害, 死亡などの災害(以下「研究災害」という。)に関しては, 周知のように, 現行法上, なんらの補償制度もない。このことは, 多くの有為な若い研究者が安心して学問研究, 診療等に従事することを困難にするものであり, 学術, 文化の進展を期するうえからもはなはだ遺憾なことといわねばならない。

このため, つとに関係各方面から, 院生等の研究災害に対する補償制度の確立について早急に検討するよう本会議に対して切実な要望が寄せられ, 本会議としても, さきに調査を行なって, 本制

度の緊要性を痛感したところである。加えて、これらの研究災害の発生については、大学における研究、実験、診療等に関する安全設備、安全衛生、安全教育等、安全対策の充実によって、その発生を防止するよう努めることの重要であることも言をまたないが、その現状も決して満足すべきものとはいえない。

よって、本会議としては、政府が早急に、次の点について然るべき措置を講ぜられるよう勧告する。

- 1 院生等の研究災害に関し、国家的責任において、院生等ないしその遺族が、迅速、確実に、必要十分な補償を院生等の負担によらずに、権利として受け、かつ、その運営が民主的に行なわれることを内容とする法的制度の確立を図ること。
- 2 大学における安全設備、安全衛生、安全教育等、安全対策の充実を図ること。

なお、大学（学部または短期大学）の学生がその教育を受ける過程において被る事故についても、現在何らの補償制度もないが、これについても適切な措置が講ぜられるよう、その検討方についても、あわせて勧告する次第である。

〔説明〕

- 1 人間の尊厳を基調とし、人類の福祉を目的として、人文、社会、自然諸科学が調和を保ちつつ、いっそう高度の発展を要求されている今日ほど、その意味でのすぐれた研究者が養成が、したがって研究者養成制度の充実が緊要とされていることはない。この研究者の養成は「研究の遂行そのもののなかで行なわれなければならないことは当然」であり、この場合「大学における研究の基本的性格からみて、大学がその養成の基幹とならなければならない。」ことも当然である。とりわけ大学院は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」（学校教育法第65条）のものであって、大学院の課程は、修士、博士両課程を通じて「研究者養成のたてまえ」（大学設置審議会大学院設置審査基準要項）に立つものであって「大学院はわが国における科学者、研究者のほとんど唯一の養成機関であり、その充実如何は、わが国の学術振興にとって決定的な分岐点となる」（本会議、大学問題特別委員会、大学問題についての中間報告1970.4.22）ものである。このほか大学には、附置研究所や附属病院を含めて、奨励研究員（日本学術振興会法にもとづくもので、日本学術振興会業務方法書によると、振興会は、優秀な学術の研究者の育成に関し、少壮有為な研究者に研究を奨励するための資金を支給するものとし、その資金を支給される者を奨励研究員といい、その資格は、博士の学位を有する者及びこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者で36歳未満の常勤的な職に就いていない者とされている。）研究生、いわゆる副手など大学院生以外の無給研究者も少なくない。

大学院生を初めとするこれら無給研究者は「専攻分野を研究」あるいは「独創的な研究によって従来の学術水準に新しい所見を加え、文化の進展に寄与する」など、まさに学術研究第一線の重要部分を形成している。なお大学病院においては、診療定員の不足もあって、大学院生が研究と同時に「診療業務を分担する役目を担う」（前掲 中間報告）こともあり、また、このほかにも卒業後修練またはいわゆる無給医局員など無給で診療に従事するものも少なくない。

したがって、これら院生等が安んじてその研究等に従事できるための諸条件の整備がきわめて重要であることは、いうをまたない。すなわち、院生等が、日常生活の不安に脅かされることがないように生活保障が必要であり、また研究等の場の安全管理が必要であるのみならず、研究災害にあった場合には、必要十分な補償措置が講ぜられなければならない。

このことは、学術、文化の進展を期するために当然必要とされるのみでなく、憲法第25条の生存権保障の観点からもまた真理を希求する学問の自由（憲法第23条 教育基本法）の実質的保障の観点からも当然に要求される。前記、本会議、大学問題特別委員会中間報告も研究者養成機関としての大学院の重要性にかんがみて、現行大学院制度について改革すべき諸点をあげた中で「大学院学生の研究中の災害に対して補償を設けるべきである」としている。そして、この災害補償制度は、上記の趣旨からして、大学院学生のみならず院生等のすべてについて適用さるべきである。

2 とくに研究災害補償制度について

(1) 院生等の研究災害

本会議、科学者の待遇問題委員会が全国の大学院研究科大学附置研究所および附属病院に対して、和年42.43両年度における院生等の研究災害につき調査票を送付して回答を求めたところ、本年4月30日までに回答のあつた195単位（129研究科、47研究所、19病院）についてだけでも、この両年度に137人（42年度44人、43年度93人）の研究災害被災者を数えている。被災者の大部分（124人）は大学院学生であり、所属科別では化学、薬学、工学、物理学、その他の順となり、とくに化学部門に多い（50人）災害の種類は負傷が最も多いが、死亡も1件あり、負傷ではガラス器具、金属器具等による負傷、薬傷、機械類の破損、操作中の負傷、爆発事故、火傷などの順となり、疾病では薬物中毒、ラジオアイソトープ放射線による障害などがある。災害発生の場所は大学内の実験室が最も多い。災害の程度では、8日以上休まざるをえなかったものが13例もあり、中には10か月も休業を余儀なくされたものもあり、傷害では指の切断が3例も見られる。療養期間では最長1年3か月に及んだ例も見られる。

(2) 既存の補償制度について

ア 有給研究者の業務上の災害については、国家公務員の場合は、国家公務員災害補償法により、地方公務員の場合は、地方公務員災害補償法により、また私立大学の研究者の場合は、労働基準法または労働者災害補償保険法により、それぞれ療養、休業、障害、遺族等についての補償が行なわれるほか、障害補償、遺族補償については国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法または厚生年金保険法等による給付との調整も行なわれる。

しかし、院生等の研究災害については、院生等が当該研究等について賃金を得て雇用されているものでないために、これらの補償制度は適用されない。

イ 日本学校安全会法による「学校管理下の災害」補償の適用の問題

(ア) 本法は、当初、幼稚園、保育所、義務教育諸学校および高等学校の児童、生徒を対象とし、昭和43年の法改正で高等専門学校の学生まで拡大されたが、大学院はもとより、大

学の学部や短大については適用されていない。

(イ) 本法は「義務教育諸学校等の管理下における児童

生徒等の負傷、疾病、廃疾または死亡に関して必要な給付を行ない、もって学校教育の円滑な実施に資する。」(1条)という目的規定が示すように、義務教育諸学校を中心に、その前後に接続する学校に及ぶという考えで、高専に拡大したのもこの趣旨からであるとされているので、本法の目的が変更されない限り、大学に及ぼすことは、本法の趣旨でないことになる。

(ロ) かりに本法を大学まで及ぼすとしても、現在の本法の給付内容は貧弱で、研究災害補償の趣旨に合致しない。

ウ 被用者医療保険や住民保険(国民健康保険)との関係

研究災害としての傷病の場合でも、被災者である院生等が健康保険の被保険者本人、各種共済組合立法による共済組合の組合員本人であれば医療については10割給付がうけられるが、これらの医療保険は被用者であることによって適用をうける被用者保険であるから、院生等がその被保険者(組合員)本人であることは通常考えられない。事実、上記本会議の調査でも、このような事例は回答の中には見られない。院生等の父母や配偶者などがこれら被用者保険の被保険者であって、院生等がこれらの者の収入によって主としてその生計を維持しているときは、被保険者の被扶養者として、その医療費について原則として5割の給付がこれらの医療保険によって行なわれるが、院生等の年齢などからすると、この種の場合はそう多くはないであろうし、あったとしても費用の半額は被保険者の自己負担となるのであって、研究上の災害に対する補償の観点から適等でない。院生等が被用者医療保険の本人または被扶養者でないときは、いわゆる住民保険としての国民健康保険の被保険者となることが考えられるが、国民健康保険は、原則として療養の給付のみであり、しかも、その場合でも医療費の原則として3割を自己負担としていること、国籍差別があること(外国人は原則として被保険者とされない)などからして不適当である。

エ 国家賠償法または民法による損害賠償の問題

院生等の研究災害が国公立大学で生じた場合または国公立大学の教員などの故意、過失によるものである場合には、国家賠償法によって、国または地方自治体に対して損害賠償を求める方法を考えられるが、そのためには、当該災害が「公の営造物の設置又は管理に瑕疵があった」ことによる(国賠法2条)か「公権力の行使に当る公務員がその職務を行なうについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた」という要件(国賠法1条)に該当することを要する。しかし、研究災害が常に「公の営造物の設置・管理の瑕疵」によるとはいえないし、また後者については、研究指導のような非権力的教育的作用を本質とする行為を「公権力の行使」とみるべきか問題である。

院生等の研究災害が指導教員等の故意、過失による場合(私学の場合の他、国公立大学教員でも国家賠償法によることを適当としない場合)又は私立大学の施設・設備の設置、維持管理の瑕疵があったことによる場合は民法により、当該不法行為者たる教員又はその使用者たる学校設置者あるいは当該工作物の占有者及び所有者たる学校設置者に対して、損害賠償

を求めることができる。しかし、院生等の研究災害がつねにこれらの事由によるという訳ではない。

また以上の国家賠償法又は民法による場合、争いがあれば訴訟による他なく、解決が遷延し、迅速、確実な補償は困難であるし、研究指導に当る教員などと訴訟によってまで争うことは、研究継続上、実際問題として困難だと考えられる。

オ 院生等の研究災害の場合、実際には誰の負担で処置されているか。

以上のように現行法には院生等の研究災害補償を目的とするものはなく、そのため研究上で負傷し、又は疾病にかかったときは、その治療費は、被災者本人の負担に帰せられる他はない。ただ実際には、研究上で生じた災害であること、院生等として受けた災害であることにより本人のみの負担とせず、研究室、講座、大学病院その他大学の何らかの経費の負担で分担したり、指導教員のポケット・マネーの出費によったり、学生健保組合のようなものがあるところでは、その利用、一部自己負担つき社会保険（被用者保険の被扶養者又は国民健康保険）の利用などもあわせ行なわれていることも少なくない。前掲、本会議調査でも被災者本人だけの負担に放置しているものが割強、その他多少とも本人が負担しているものを含めると、6割以上の事例が被災者が治療費を支出していることになる。被災者本人の負担額は、本調査では、5千円未満が多いが、なかには5万円以上に達している例もみられる。

医療費については、実際上は、まだ本人以外の者も何らかの程度で負担している場合もあるというものの、休業補償（たとえば研究災害のためアルバイトができなくなったような場合）障害補償、遺族補償のようなものは殆んど行なわれていない。あっても見舞金のようなもので、本調査でも、アルバイト先から休業補償が行なわれたという回答一例の他は、僅かの一時金が見舞金として、しかも指導教員の自費負担で行なわれている事例が一件報告されているにすぎない。

カ 学生健康保険組合

大学によっては、いわゆる学生健保組合を設けているものもある（現在、国立大学では17大学、私立では11大学）が法的根拠はなく、学生の掛金を財源とし、国立大学の場合でも、国庫は一円も負担しておらず、給付も医療費の $\frac{1}{2}$ とするのが通常で、契約医療機関も限られ研究災害補償という性格のものではない。

なお、大学附属病院の学用患者扱いをする制度を大学独自で設けていることもあるが、附属病院のない大学では行ないえないし、附属病院を有し、この種内部規程を有するところでも、給付は医療に限られている。

キ 不注意に起因するとの説について

院生等の研究災害は、院生等の不注意に起因するもので注意すれば防止できるものだから、特別の災害補償制度のようなものは必要がないとの見解もありうるが、このような考え方は「根本的にあやまった考え方で……もともと人間は一個の生き物として、いついかなるときでも精神を緊張され、万全の注意力をはたらかせ、ミスをいっさいしないということはありません」（藤本武「労働災害」というように、正しい考え方ではない。

それどころか、国際的に日進月歩する科学の分野で、たえず「精深」に「独創的研究によ

って従来の学術水準に新しい所見を加え」ようとする院生第一線研究者にあっては、その危険性、安全性に対する経験ないし予見の困難なものも少なくないであろう。従って、それだけ一般の場合より災害発生の危険にさらされていることも少なくないであろうことが考えられるのである。

ク どのような研究災害補償制度が望ましいか。

このように見てくると、当然に院生等の研究災害についても適切な補償制度が必要とされることは明らかであろう。

この場合、望ましい補償制度とは、院生等が研究上でうけた災害を補填するのに必要な補償を必要とする間、十分に被災者の権利として、かつ、被災者の経済的負担法的制度であると概括してよいであろう。この場合、必要な補償の種類としては療養補償、障害補償、葬祭費などが当然に考えられるほか、生活費の心配なく療養に専念しうることが治療効果を促進するものであることからして何らかの休業補償のようなものが必要であろう——特に院生等の多くが生活のため奨学金の他にいわゆるアルバイトを余儀なくされていることを考えると、なおさらその必要度は高いことになる——。遺族補償についても、配偶者、子、父母の精神的苦痛に対する慰藉、扶養に対する期待的利益の喪失——また院生等から、その奨学金やいわゆるアルバイト収入で何らかの扶養をうけていた場合は当然に——などを考慮して、何らかの給付が考えられてよいであろう。

補償の方法としては、現行業務上災害補償制度と同様療養補償は原則として現物給付で、他の補償は、金銭給付でということになろう。

財源については、研究上に関して生じた災害に対する補償であることからして、院生等の負担によるべきでないことは、現行の業務上災害補償と同様に考えるべきであろうが、誰が負担すべきかは、研究等がわが国学術文化の上に重大な寄与をするものであることにかんがみ、国家全額負担又は、国家と設置者の分担とするのがよいのではなかろうか。

以上の補償を被災者やその遺族が法律によって保障された権利として（従って権利救済制度を含む）うけうるものでなければならず、また、制度運営（争訟裁決手続の場合を含めて）に院生等の代表者の参加を求めるものとすべきである。

3 安全設備、安全衛生、安全管理、安全教育、保健管理、救急設備等安全対策の整備充実について

調査によって得られた結果などより見て安全対策については以下のような要望が強かった。

- (1) 現在研究災害防止のため機関としては、火災予防、医療救急処置、有毒ガス、蒸気、放射物質等に対する防衛施設あるいは安全対策のための学生を含めての組織化が進められているところもあるが、急増してくる学生に対して十分な広さの研究室、実験室の確保ならびに安全対策が十分でない。

これらに対する予算措置を望む声大きい。

- (2) 安全性確保が生産を進める上での最も重要な問題であるにもかかわらず、このような安全対策軽視は生産上からも教育上からも好ましくない。
- (3) 危険性が未知である新しい研究活動においては、安全性の確保をとくに強調すべきである。

一定の労働安全衛生に関する研究教育を重視しなければならない。

- (4) 人事院規則 10-4, 10-5 労働基準法施行規則, 労働安全衛生規則等にもられている事項は積極的に守られなければならない。

8-32

総学庶第 1390 号 昭和 45 年 10 月 30 日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 江 上 不二夫
(写送付先: 科学技術庁長官, 文部大臣)

1970 年代の科学のあり方について(申入れ)

標記のことについて、本会議第 57 回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1949 年 1 月、日本学術会議が発足して以来、本会議はわが国の科学の調和ある発展のために引き続きその努力を傾けてきた。特に第 8 期においては、日本学術会議のあり方を検討することを通じ、進んで 70 年代をめざす科学の本質的なあり方についても論議を深めてきた。科学研究計画第 1 次 5 か年計画の実現等すでに勧告した諸方策の推進に努めると共に、現時点の最も緊急な課題である。大学問題、公害問題に関し特別に委員会を設けて、これらの問題に対処してきた。これらの検討の集約として、改めて、1970 年代の科学の基本的発展の方向を明らかにしていくことの必要性を認識し、そのための具体的な作業を開始する考えである。

一方政府は、科学技術会議に対し「1970 年代における総合的科学技術政策の基本について」の諮問を発しており、その答申がかなり早い時期に行なわれるはこびになっている趣である。元来、科学技術会議は人文・社会科学のみに関するものを取り扱わない等の制約があるので、この諮問に対する答申が独走する場合は、人文・社会科学を含む科学の全分野の調和ある発展を阻害するおそれがある。

また、1970 年代の科学の基本的な方向を確立していくに際しては、1960 年代あるいはそれ以前に遡っての科学技術行政のあり方に対する深い反省がなければならない。それは諮問に述べられたような「1960 年代と異なった新しい要素が加わった」のみではなく、その政策の根本的な転換が迫られている面が大きいと考えられる。このような重大な課題は人文・社会、自然科学の全分野にわたる科学者の組織的協力なくしては、正しい解決は不可能であるとする。日本学術会議は全国科学者の代表機関としてあらゆる分野の科学者の総力を集めて、上記の目的達成のための努力を傾けることを決意するものである。

政府は本会議のこの意図を尊重し、「1970 年代における総合的科学技術政策」を策定するに当たっても、十分に本会議と連絡をとられたい。